

神勞発基 0216 第 4 号  
平成 30 年 2 月 16 日

団体の長 殿

神奈川労働局長



高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する  
省令等の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 2 月 9 日に公布及び告示されました高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 14 号）及び高圧室内作業主任者免許試験及び潜潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 24 号）により、高圧室内業務における火傷等の防止に関する規制の見直し及び潜潜水士免許等の資格を取得できる者の範囲の見直しに係る改正を行いました。本改正省令及び告示は、公布及び告示同日施行及び適用することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨をご理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。